



## 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等（全世界対象）

現在、全ての入国者に対し、防疫措置として、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査、14日間の自宅等待機・公共交通機関不使用要請等あり。防疫措置の詳細は[厚生労働省のホームページ](#)を参照。

### (1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に159の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による再入国

※上陸の申請日前14日以内にインド、パキスタン、ネパール、モルディブ、バングラデシュ、スリランカ及びアフガニスタンに滞在歴のある者は、再入国の場合であっても、当分の間、原則として上陸を拒否

②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

③「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者

④入国目的に公益性が認められる者（個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断）

※例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に出場する選手及び大会関係者  
ワクチン開発の技術者 等

⑤その他人道上の配慮の必要性がある場合

### (2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上記(1)の措置に併せ、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、現在、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

## 2 「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」の状況

本年1月以降、以下の入国制限緩和措置の運用を停止中

(1) 対象国・地域との間での双方向の往来を可能にするスキーム（ビジネストラック・レジデンストラック）

(2) 全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置